

横浜市役所アトリウム等使用要綱

制定 令和元年 12 月 27 日 総管第 1702 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）により横浜市役所アトリウム等を使用させるに当たって必要となる事項について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、横浜市庁舎管理規則（昭和 36 年 2 月横浜市規則第 4 号。以下「庁舎管理規則」という。）に定めるところによる。

(1) 横浜市役所アトリウム等 庁舎管理規則第 22 条第 2 項の市長が別に指定する部分をいう。

（使用者）

第 3 条 横浜市役所アトリウム等を行事等の開催のために使用することができる者は、法人その他の団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、横浜市役所アトリウム等を使用することができない。

(1) 経営不振の状況（破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(5) 過去の実績等に照らして、横浜市役所アトリウム等について使用許可の申請書に記載された用途に応じた適正な維持保全又は運営を行うことが困難であると認められる者

（使用範囲）

第 4 条 横浜市役所アトリウム等のうち行事等の開催のために使用することができる部分は、別表第 1 の左欄のとおりとする。ただし、当該部分以外の部分についても、市庁舎の用途又は目的を妨げないものとして個別に認めたときは、行事等の開催のために使用することを妨げな

い。

(使用時間)

第5条 横浜市役所アトリウム等を行事等の開催のために使用することができる時間は、原則として、次に掲げるとおりとする。

平日 午前9時から午後9時まで
土曜、日曜及び祝日 午前9時から午後9時まで

(使用休止日)

第6条 庁舎管理者は、市庁舎の管理上必要があると認めるときは、行事等の開催のための使用を休止する日を設けることができる。

(日程の仮予約)

第7条 庁舎管理者は、横浜市役所アトリウム等を行事等の開催のために使用しようとする者の申出に基づき、第9条第1項の規定による申請書の提出に先立って、その使用の候補となる日程の枠を仮に押さえさせることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、別に定める日までに、次の事項を記載した申出書を庁舎管理者に提出しなければならない。

- (1) 名称、所在地及び連絡先
- (2) 行事等の趣旨及び目的
- (3) 行事等の概要
- (4) 使用しようとする部分
- (5) 使用しようとする期間
- (6) その他必要と認める事項

3 庁舎管理者は、前項の申出書の提出があった場合において、その内容を審査し、第9条第3項の基準を満たす見込みがあると認めるときに限り、当該日程の枠を仮予約とするものとする。

4 庁舎管理者又は市長は、仮予約を行った日については、他の仮予約又は第9条第3項の許可をしないものとする。ただし、当該仮予約が取り消され、又は同条第1項に定める期限までに申請書が提出されなかったときは、この限りでない。

(事前打合せ)

第8条 横浜市役所アトリウム等を行事等の開催のために使用しようとする者は、次条第1項の規定による申請書の提出に先立って、庁舎管理者が指定した者と横浜市役所アトリウム等の利用方法その他必要な事項を打ち合せなければならない。

2 前項の規定による打合せにおいては、開催しようとする行事等のプログラム、式次第その他の横浜市役所アトリウム等の利用の内容等を明らかにする書類を提出しなければならない。

(使用許可)

第9条 横浜市役所アトリウム等を使用しようとする者は、次の事項を記載した申請書を使用しようとする日の2月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、所在地及び連絡先
 - (2) 行事等の趣旨及び目的
 - (3) 行事等の概要
 - (4) 使用しようとする部分及びその面積
 - (5) 使用しようとする期間
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、開催しようとする行事等のプログラム、式次第その他必要な書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、その申請が庁舎管理規則第22条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、使用しようとする者が第3条に定める者に該当する場合に限り、使用許可をするものとする。
- 4 市長は、前項の使用許可に、庁舎管理上必要な範囲内において、条件を付けることができる。

(使用料)

- 第10条 横浜市役所アトリウム等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる額（この額に100円未満の端数がある場合にあっては、その端数金額を切り捨てた額）の使用料を支払わなければならない。
- 2 使用料は、前納とする。ただし、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合は、後納とすることができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 本市において横浜市役所アトリウム等を公用又は公共用に供するため必要を生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
 - (2) 使用者の責めに帰することのできない理由により横浜市役所アトリウム等の使用の開始又は継続ができなくなったとき。
 - (3) その他市長が特にやむを得ないと認める場合
- 4 既納の使用料の還付を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 使用料の還付額は、前項の規定による申請のつど市長が定める。

(使用料の減免)

- 第11条 市長は、次のいずれかに掲げる場合には、横浜市役所アトリウム等の使用料を減免することができる。
- (1) 物品の販売その他の営業行為を伴わない行事の用に供する場合
 - (2) 本市が主催し、又は共催する行事の用に供する場合
 - (3) 横浜市役所アトリウム等を使用する時間(以下「使用時間」という。)が1日につき6時間以下の場合
 - (4) 使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)第28条第1項各号に掲げる場合
- 2 横浜市役所アトリウム等の使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 横浜市役所アトリウム等の使用料の減免額は、別表第2のとおり（この額に100円未満の端数がある場合にあっては、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、第1項第4号に該当する場合の減免額は、申請の都度、市長が定める。

（備品の貸出）

第12条 使用者は、次に定める額を基準として別に定める貸出料を支払って、行事等の開催に必要な備品の貸出を受けることができる。

- (1) 本市が主催し、又は共催する行事の用に供する場合 次号に定める額の2分の1の額
 - (2) その他の行事の用に供する場合 近隣施設又は類似施設の貸出料水準その他の事情を考慮して定める額
- 2 備品の貸出を受けようとする使用者は、当該備品の種類、数量等を記載した申込書を提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、貸出を行う備品の種類及び数量その他必要な事項は、庁舎管理者が別に定めるところによる。

（使用許可の取消）

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用を希望する日の14日前を経過して、なお使用料又は前条第1項の貸出料を納めないとき。
- (3) その他使用許可の条件又は庁舎管理規則、市庁舎管理規程（令和2年1月31日総務局長決裁）若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

（準用）

第14条 第4条から第9条まで、第12条及び前条（第3号に係る部分に限る。）の規定は、庁舎管理規則第12条第1項の許可(以下「行為許可」という。)に基づく使用について準用する。この場合において、第9条及び前条中「市長」とあるのは「庁舎管理者」と、第12条中「次に定める額を基準として庁舎管理者が別に定める貸出料を支払って、行事等の」とあるのは「行事等の」と読み替えるものとする。

- 2 前項を適用する行為については、この要綱の規定が庁舎内における禁止行為の事例及び行為許可の運用基準（平成24年10月25日総管第756号）に定める行為許可の運用基準に優先するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務局総務部管理課が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例(平成26年9月横浜市条

例第 55 号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行の日以後に横浜市役所アトリウム等を使用するために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第 1 (第 4 条、第 10 条第 1 項)

名 称		使用料(日額)
アトリウム		89,900 円
展示スペース	A	8,500 円
	B	1,000 円
	C	9,400 円
外構	北プラザ	57,000 円
	南プラザ	18,000 円
	水辺プラザ	21,800 円
	水辺テラス	28,400 円
附属施設	市民協働推進センター (スペース)	26,100 円
	多目的スペース	16,100 円
	アトリウム控室	4,000 円
	アトリウム照明スペース	7,800 円
その他の場所	建物内	165 円×使用面積
	建物外	132 円×使用面積

(備考)

- 1 「その他の場所」には、この表に定める場所の一部を区切って使用する場合を含む。
- 2 「使用面積」は、平方メートルを単位として算定するものとする。

別表第 2 (第 11 条第 3 項)

	主催、共 催行事	非営利利用			営利利用		
		3 時間 以下	3～6 時間	6 時間超	3 時間 以下	3～6 時間	
アトリウム		89,900 円	78,600 円	67,400 円	44,900 円	67,400 円	44,900 円
展 示 ス ペ ー ス	A	8,500 円	7,400 円	6,300 円	4,200 円	6,300 円	4,200 円
	B	1,000 円	800 円	700 円	500 円	700 円	500 円
	C	9,400 円	8,200 円	7,000 円	4,700 円	7,000 円	4,700 円
外 構	北プラザ	57,000 円	49,800 円	42,700 円	28,500 円	42,700 円	28,500 円
	南プラザ	18,000 円	15,700 円	13,500 円	9,000 円	13,500 円	9,000 円
	水辺プラザ	21,800 円	19,000 円	16,300 円	10,900 円	16,300 円	10,900 円
	水辺テラス	28,400 円	24,800 円	21,300 円	14,200 円	21,300 円	14,200 円
附 属 施 設	市民協働推進セ ンター (スペース)	26,100 円	22,800 円	19,500 円	13,000 円	19,500 円	13,000 円
	多目的スペース	16,100 円	14,000 円	12,000 円	8,000 円	12,000 円	8,000 円

	アトリウム控室	4,000 円	3,500 円	3,000 円	2,000 円	3,000 円	2,000 円
	アトリウム照明 スペース	7,800 円	6,800 円	5,800 円	3,900 円	5,800 円	3,900 円
その 他の 場所	建物内	165 円× 使用面積	165 円× 使用面積 ×0.875	165 円× 使用面積 ×0.75	165 円× 使用面積 ×0.5	165 円× 使用面積 ×0.75	165 円× 使用面積 ×0.5
	建物外	132 円× 使用面積	132 円× 使用面積 ×0.875	132 円× 使用面積 ×0.75	132 円× 使用面積 ×0.5	132 円× 使用面積 ×0.75	132 円× 使用面積 ×0.5

(備考)

- 1 この表において、「非営利利用」とは第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる利用をいい、「営利利用」とは非営利利用以外の利用をいう。
- 2 「その他の場所」には、この表に定める場所の一部を区切って使用する場合を含む。
- 3 「使用面積」は、平方メートルを単位として算定するものとする。